

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案の概要

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

1. 趣旨

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）においては、同法第 3 条及び施行令（平成 13 年政令第 176 号）第 3 条の規定に基づき、概ね 5 年ごとに「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進することとされている。

また、食品リサイクル法については、改正後 5 年が経過したことから、平成 25 年 3 月以降、施行状況の点検等を行い、この度、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定についての食料・農業・農村政策審議会（平成 27 年 3 月）及び中央環境審議会（同年 4 月）の答申を踏まえ、新たに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を策定することとする。

2. 改正の概要

現在の基本方針を基に、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の答申を踏まえ、以下の事項等を追加・変更。

食品廃棄物等の業種ごとの再生利用等実施率について、平成 31 年度までの目標を設定（食品製造業 95%、食品卸売業 70%、食品小売業 55%、外食産業 50%）。

現在の目標値：食品製造業 85%、食品卸売業 70%、食品小売業 45%、外食産業 40%

食品廃棄物等の発生抑制について、国が食品ロスの発生状況を把握し、取組の効果を数値化するとともに、関係者が連携して食品ロス削減に努める旨を明示。

食品廃棄物等の発生抑制の目標値に基づく業種別の取組を促進する。目標値が設定されていない業種について目標値の設定等の発生抑制策を引き続き検討する旨を明示。

食品廃棄物等の再生利用手法の優先順位について、飼料化、肥料化、メタン化等の順とすることを明確化。

再生利用等の実施状況について食品廃棄物等多量発生事業者は都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理・公表する旨を追加。

関係者のマッチングの強化によるリサイクルループの形成促進に努める旨を明示。

地域の実情に応じて食品循環資源の再生利用等の取組が促進されるよう、市町村が食品廃棄物等の再生利用の実施について一般廃棄物処理計画に位置付けるよう努める旨を明示。

3. スケジュール

7月 基本方針の公布